

特定空家等の行政代執行について

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される「特定空家等」について、建築物の除却等の行政代執行を令和2年2月から4月に行い、代執行費用の徴収を完了しましたので、以下のとおり報告します。

1 特定空家等の所在地

杉並区高円寺北二丁目

2 経過

令和2年2月19日	行政代執行（建築物の除却等工事）の開始
令和2年4月23日	行政代執行の終了
令和2年5月20日	除却等工事費用の支出
令和2年7月6日	納付命令書の送付
令和2年7月16日	徴収完了

3 行政代執行の内容

(1) 代執行実施期間

令和2年2月19日から令和2年4月23日（65日間）

(2) 工事内容

- ① 建物（木造2階建）を解体し除却すること
- ② 建物（木造2階建）内及びその周囲のごみ等を撤去すること

(3) 費用

¥7,480,000円（税込）

4 行政代執行の費用の徴収

特定空家等の所有者に費用の支払意向を確認のうえ、特定空家等代執行費用納付命令書を送付したところ、その後費用は全額納付され、行政代執行費用の徴収は完了した。